

第7章 他の自治体との協力

他の自治体とも交流を深め、協力してまちづくりを行います。

(他の自治体等との協力)

第27条 議会及び町は、共通の課題や広域的な課題に対し、他の自治体や関係する機関と情報交換を行って互いの理解を深め、協力してまちづくりを行います。

2 町は、まちづくりの課題について必要なときは、国、北海道等と協力して関係する制度の整備等の提案を行います。

3 町民、議会及び町は、町外の人や団体とも積極的に情報交換をしながら交流を深め、得られた知識や意見をまちづくりに活かすように努めます。

国・道・他の自治体

協力 ↑↓ 情報交換

町 民
議 会
町 (行政)

交流 ↑↓ 情報交換

町外の団体・人

～この条例を充実するために～
条例内容の見直しや方法を決めました。

第8章 条例の見直し

(条例の見直し)

第28条 町長は、まちづくりを進めていくなかで、この条例の内容に不都合がないかどうか2年を超えない期間ごとに検討し、内容の見直しが必要なときは、町民の意見を聴いて、その意見が反映されるようにします。

(まちづくり基本条例委員会)

第29条 この条例を推進するため、町に置戸町まちづくり基本条例委員会(以下「委員会」といいます。)を置きます。

2 委員会は、町長の求めに応じてこの条例の推進状況を調査し、見直しを行います。

3 委員会の組織と運営について必要なことは、別に条例で定めます。



委員会設置条例の主な内容

- ・ 委員は10人以内で任期は2年
- ・ 条例の推進状況を調査審議し、見直しを行う
- ・ 関係者の出席や意見を求めることができる